

平成 27 年度 第 2 回野洲市環境審議会 議 事 録

日 時：平成 27 年 11 月 20 日（金）

14:00～16:00

場 所：野洲市役所本館 3 階第 2 委員会室

【出席者】

委 員

1 号委員

岸 本 委員（龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授）

島 田 委員（京都大学大学院 工学研究科 准教授）

2 号委員

松 村 委員（滋賀県南部環境事務所長）

桑 原 委員（滋賀県立琵琶湖博物館 環境学習センター所長）

3 号委員

富 田 委員（野洲市農業委員会代表）

鈴 木 委員（野洲市商工会代表）

田 中 委員（野洲市自治連合会代表）

東 郷 委員（野洲生活学校代表）

4 号委員

水 島 委員（環境基本計画推進会議委員）

野洲市関係者

山 仲 市長

立 入 環境経済部 部長

竹 中 環境経済部 次長

吉 川 環境経済部 環境課 課長

西 村 環境経済部 環境課 課長補佐

井 狩 環境経済部 環境課 専門員

中 野 環境経済部 環境課 主任

中 井 野洲クリーンセンター 所長

南 井 野洲クリーンセンター 専門員

第 2 次野洲市環境基本計画策定業務受託者

株式会社 総合環境計画 橋 本・小 西

【配布資料】

資料 1 第 2 次野洲市環境基本計画策定について

資料 2 野洲クリーンセンター解体工事追加調査（土壌中ダイオキシン類）結果について

資料 3 新野洲クリーンセンター建設工事の進捗状況 平成 27 年 10 月末時点

その他 第一三共の跡地の問題に係る資料

議 事 内 容

吉川課長

ただ今より平成 27 年度第 2 回野洲市環境審議会を開催させていただきます。本日はご多忙の中、委員の皆様におかれましては環境審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に進むまで進行役を進めさせていただきます環境課長の吉川でございます。まず、本日の審議会の成立ですが、野洲市環境基本条例及び審議会の組織及び運営に関する規則によりまして、この会議は委員の過半数が出席しなければならないと定められております。現在 9 名の委員にご出席いただいておりますので、この審議会が成立していることを報告させていただきます。なお、本日会長の市川様は不測の事情があり、急きょ欠席の連絡をいただいております。副会長の松沢様、4 号委員の渡部様におかれましては事前に欠席の連絡をいただいております。本日は 3 名の委員が欠席となっております。本日の会議は、会長、副会長が欠席ということになりますが、審議会の運営規則に基づきまして会議を進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして山仲市長がご挨拶申し上げます。

山仲市長

みなさんこんにちは。第 2 回環境審議会の開催に当たりご出席いただきましてありがとうございます。皆様方には日ごろから野洲のまちづくり、とりわけ環境を守る取り組み活動にご支援いただきましてありがとうございます。環境基本計画の 2 次の策定ということで前回からご議論お願いいたしております。前回までに大方の骨格についてはまとめていただきましたので、今回は具体的なプロジェクトにつきましてご議論いただくこととなります。是非、積極的なこれまでに増して色々な活動が進むようなプロジェクトをご提案、ご審議いただきたいと思います。

それと合わせてクリーンセンターを更新していますが、旧の施設の周辺を調べましたら、規制される前の制度の段階で一部ダイオキシンが周辺に見つかりました。徹底的な調査を行った結果を今日の議会でも報告したのですが、一部残余の調査をした上できちんと対策を立てたいと思っています。また、解体の大工事を行いますので、その中で完全を期しながら本体の施設のダイオキシンの対策をしながら除去しなければなりません。その中で透明性を保つと共に最先端の取り組みで実施させていただきたいと思っております。ご承知のように数年前にも今回の調査

の中で近くの沈砂池でダイオキシンが検出されました。その時もきちんと情報公開すると共に、ダイオキシンの形態を分析して対応いたしました。今回も同じように透明性を保ってきちんと技術的な知見も含めて対応させていただきたいと思っています。

また、第一三共の跡地の問題につき前回ご報告いたしました。書類を送り回答がありました。納得できないので再回答を求めています。それが8月、9月ぐらいだったと思いますが、向うの当初の説明では9月に入ったら太陽光発電の工事をすることだったのですが、現場を見ていると工事は始まっていません。レスポンスがなくコンプライアンスが保たれていないというのは少し心配ではあるのですが、現場で工事が始まっておりませんので現在のところ新しい事態は発生しておりません。今後皆様方にご相談、ご報告をさせていただきたいと思っています。

もう一つ、今週末にビワマスプロジェクトのミーティングが行われます。駅前の祇王井川の少し向うに中ノ池川が流れているのですが、少なくとも中ノ池川のところまではビワマスの遡上が見られていまして写真でも記録されております。色々堰があったり、落差があったり厳しいのですが、最近もまた上がってきているようです。昔は駅前までビワマスが遡上していたようでして、それを再生しようということでプロジェクトを去年から細々と着実に取り組んでいただいています。週末には研究発表、あるいは取り組みのプロジェクトのミーティングなどが行われていて、私も出席しますがそのような展望のある取り組みを行っています。これに関し滋賀県の方も、琵琶湖再生課とか土木事務所も協力してくれています。市民の方、市そして県関係者、琵琶湖環境研究センターの佐藤研究員も協力してくれていますので、できるだけ皆様方と力を合わせて夢のあるビワマスの再生プロジェクトを進めたいと思います。一方で密猟されていますので如何に守るか合わせ技にはなりますが、そのような活動もしていることをご紹介させていただきましてご挨拶とさせていただきます。

これから総会がありますので退席させていただきますが、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

吉川 課長

ありがとうございます。本日は会長が不在となりますが、資料に「運営に関する規則」があります。ここの第5条の第3項に「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する」となっています。会長からあらかじめ岸本委員をご指名されていますので、岸本委員に会長代理をお願いしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

委員

異議なしの声

吉川 課長

それでは岸本委員に会長代理をお願いしたいと思います。議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

この審議会は、野洲市情報公開条例により原則公開となっています。また、「審議会の内容を正確に記録する」という趣旨で、写真撮影と録音をさせていただきますのでご了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますので、岸本委員よろしくお願いいたします。なお、今回の審議会は午後4時を終了予定とさせていただきます。

岸本 委員

それでは第2回野洲市環境審議会を進めさせていただきたいと思います。先ほど事務局から説明があったように市川委員が急きょどうしても出席できない事情があり、市川委員から会長代理として進めて欲しいと申し入れがありましたのでお引き受けいたしました。何分不慣れなものですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従って進めさせていただきたいと思います。まず、資料1「第2次野洲市環境基本計画策定」について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局（環境課 井狩専門員）

失礼します。環境課の井狩でございます。それでは、私の方から次第に基づきまして、資料1「第2次野洲市環境基本計画策定」の内容につきましてご説明をさせていただきます。プロジェクターとお手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、1ページでございますが、本日の議論のポイントになるところを3点書かせていただいています。本日は、先ほど市長のご挨拶にもありましたように、前回に骨格の方をご審議して見ていただきましたので、本日は主にプロジェクトの内容についてご議論いただきたいと思いますと考えています。プロジェクトにつきましては、「施策の方向性とプロジェクトとの整合が適切か」、「プロジェクトの再編案の考え方が適切か」、「成果について評価するための指標設定が適切か」というポイントで見ていただきたいと思います。

2ページ目ですが、本日の「資料の構成」でございます。ご覧の通りでございます。

3ページ以降に、これまでの検討の経緯を書いていますので簡単にご説明させていただきます。

4ページを見ていただきますと、これまでの検討の経緯ということで記載しております。これは前回からも見ていただいております。こういったスケジュールで進めさせていただいています。現在の平成27年度では、事務局の方でも審議、事務を進めながら審議会に諮らさせていただきます、着々と進んでいるところです。若干、期間的には少し遅れ気味ですが、最終目標の平成28年8月の議会提案に向けて進めさせていただいていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5ページ目も前回の審議会でご覧いただいております。これまでの検討の経緯を赤で書かせていただいております。本日の検討の事項はご覧の通りです。この3点につきましてご議論いただきたいと思いますと考えております。

6ページですが、これも前回見ていただきました。国、県、野洲市の総合計画との関係を示

した図表でございます。前回ご議論、ご審議いただきまして、内容につきましてコメントいただいたものを記載しています。基本の目標を4つ設定しまして、基本目標1、2、3、4ということで決めさせていただきました。それぞれの関係を示した表です。これに基づきプロジェクトの策定を行っているところです。

7 ページ目も前回の審議会でご審議いただいた内容です。これを一つの表にまとめ上げたものです。基本目標を先ほど見ていただきました4つの目標とし、それにつながる「施策の方針」、「施策の内容」を記載しています。このようなかたちで前回までご議論いただきまして、内容をご承知いただいたものでございます。これを一覧表に上げているものです。

8 ページ目は、今に続くプロジェクトの組み立てです。本日の議論の内容で、「プロジェクトの組み立ての考え方」です。

9 ページ目、「基本目標」、「施策の方針」、「施策の内容」として、プロジェクトを組み立てるに当たっての考え方について4点を考えています。「① 社会情勢の変化に応じた新たな視点を追加」、「② 重複事業の統合により実効性を高める」、「③ 良好で持続可能な取り組みを継承」、「④ 積極的な事業連携の推進」というこの観点でプロジェクトの組み立てを行いました。

10 ページ以降で、具体的なプロジェクトの内容、提案をご覧いただきたいと思います。

まず11 ページ目、「基本目標1 安全で快適な生活環境づくり」とありますが、この基本目標に3つのプロジェクトを考えさせていただきました。「1. 健康で快適な暮らしを守るプロジェクト」、「2. きれいなまちを守るプロジェクト」、「3. まちなかの緑づくりプロジェクト」という3点で進めていきたいと思っています。それぞれ具体的に中身を見させていただきます。

12 ページ、「No.1 健康で快適な暮らしを守るプロジェクト」です。この表の見方ですが、一番上にはこのプロジェクトの「方針」、「内容」が書かれています。「主体」というのは、具体的には上にも書かせていただいておりますが、◎はこのプロジェクトを主体で取り組んで行く所、○は関連する所ということで書かせていただきました。このプロジェクトにつきましては、事業所、野洲市としてしか書いておりませんが、また後々市民、市民団体が出てきますので、よろしく願いいたします。次に、このプロジェクトの「取り組み」を書かせていただいております。「取り組み」に対し、このプロジェクトの「評価指標」を書かせていただいております。下の方の段には、現行のどのプロジェクトに当てはまるのかということに記載しています。「現行の分野」ですと、「まち・暮らし分野」で、「現行プロジェクト」は、「事業所環境保全取り組み向上プロジェクト」というものを継承、引き継ぎながら、統廃合してこのプロジェクトを組み立てています。一番下の「評価・再編」ですが、評価と書いていますが、これは現行のプロジェクトがどのように進んでいるか、具体的な実行がどのようにされているかの内容を書かせていただいております。このプロジェクトを作るに当たって再編の内容を現在の活動に継承するというで表に掲げさせていただいております。具体的に No.1 のプロジェクトにつきましては、大気、水環境、生活に直結する生活環境の保全ということで、このようなことに関しまして「主体」として野洲市とか企業が現に取り組んでいます。公害対策として定点観測を行いながら、市民の方に情報を提供して行くという内容のプロジェクトでございます。

次に、「No.2 きれいなまちを守るプロジェクト」ですが、これは書かせていただいている通り「環境美化の推進」で、不法投棄とか市内のクリーンということで、取り組んでいきたいと

考えています。また、自治会、それから不法投棄をなくすためのパトロールを各地で行っていますが、このようなところと連携しながらごみを減らして行こうというプロジェクトです。現行の方は、特にございませんでした。新しいプロジェクトという観点で捉えています。従来からこのような取り組みをさせていただいておりますが、プロジェクトとしての組み立ては初めてということですが。

次に「No.3 まちなかの緑づくりプロジェクト」ですが、これはご覧のように「緑の保全と創造」ということで取り組んで行きたいと思っております。まち中の緑をどのように設けて行くか、良好な状態で維持して行くかといった内容で取り組んで行きたいと考えております。現行のプロジェクトも3つございまして、これを統合して継承して行くということで考えています。以上、基本目標1はこの3つのプロジェクトで進めて行きたいと思っております。

次の15ページ目からは「基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり」ですが、これも3つのプロジェクトを上げさせていただいております。「4. ごみの資源化プロジェクト」、「5. ごみの減量プロジェクト」、「6. 地球温暖化対策推進プロジェクト」ということで3つを進めて行きたいと思っております。

「No.4 ごみの資源化プロジェクト」ですが、これにつきましては「方針」、「内容」で書かせていただいておりますように、「3Rの推進」ということで「ごみの資源化の促進、ごみ分別の徹底」に組んで行きたいと思っております。主にこれは、リユース、リサイクルに関係することだと思っています。これから取り組んで行きたいと思っておりますが、雑紙の資源化、小型家電の回収も現在始めており、このようなことも進めて行きたいと思っております。現行のプロジェクトでも取り組んでおりますが、リユースとかもやっておりますので、こういったものも継承しながら取り組んで行きたいと思っております。廃食油の回収も現在も行っておりますので、引き続き行っていきたいと思っております。現行のプロジェクトはこの2つがありました。現在の活動を継承して行くというかたちです。

次に「No.5 ごみ減量プロジェクト」ですが、これにつきましては先ほどリサイクル、リユースがありましたので、これにつきましてはリデュース、抑制に関係するプロジェクトとしております。いわゆる啓発の部分が主体になってくるかと思っております。事業所から一般廃棄物が出ないような指導、助言を行いながら、またごみの分別とかごみの減量化に取り組むための啓発とかを行って行きたいと考えています。さらに、グリーン購入の啓発などにも取り組んで行きたいと考えております。プロジェクトも現状2つありましたが、これも現在の活動を継承して行くということです。また「評価指標」につきましては、一点一点本日見て行くのは時間的に難しいですので、またご提案いただきましたら事務局の方に持ち帰りまして検討させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に、「No.6 地球温暖化対策推進プロジェクト」ですが、これにつきましても具体的に地球温暖化対策ということを明記させていただいております。このように、CO₂の削減、省エネルギーの推進に取り組んで行きたいと考えています。一番上の取り組みの「内容」に書かせていただきましたが、国道8号バイパス、これはかねてから野洲市の方でも取り組みに向けて準備を現在進めているところですが、国道8号が通勤時間帯のラッシュ時には相当混雑しますので、バイパスをつけることにより交通渋滞緩和して、車の流動がスムーズに行くように、しいては

CO2の削減につながるということでこのような取り組みを「取り組み」の方に書かせていただきました。それから、循環バスとかエコドライブの推進にも現在取り組んでいますし、これも引き続いて行って行きたいと思っています。それと(※)を書いています。これは新クリーンセンターのサーマルリサイクルによる余熱を利用しますということです。新しいクリーンセンターができましたら、プラごみの回収など結構量が多くなってきたことを鑑みて熱回収をする予定です。2006年にリサイクルの関係の法令が改正されて、サーマルリサイクルで余熱を利用するということも可能であると決まりましたので、そういったことで新しいクリーンセンターで余熱利用を行った取り組みをして行きたいと考えています。これは、全て地球温暖化対策の一貫でございます。

次に、「基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり」ですが、これにつきましては里山から琵琶湖へということで、「7. 生きものを育む川づくりプロジェクト」、「8. 里山を守り育てるプロジェクト」、「9. びわ湖を守ろうプロジェクト」、「10. 環境にやさしい農地の活用プロジェクト」の全ての項目を自然環境の中にプロジェクトとして上げさせていただきました。

20ページは「No.7 生きものを育む川づくりプロジェクト」です。これはご覧の通り、川づくりとして川の保全につきまして取り組んで行きたいと考えています。これは、河川的环境保全ですとか生物多様性の維持・向上ということでございます。こういった外来種の駆除もやりながら希少生物の保護に取り組んで行きたいと思っております。勿論、水環境の保全にも取り組んで行きたいと思っております。先ほど市長の挨拶にもございましたように、ビワマスが遡上してきている現状ですので、ビワマスを守るプロジェクトも現在進めているところです。そのような取り組みをこの中で行って行きたいと思っています。主にこのようなものは、市民の方と野洲市両方が協力しながら取り組んで行く必要がありますので、「主体」としては、◎を両方に上げさせていただいています。「現行プロジェクト」もご覧のものでございまして、これを活動、継承して行くところです。

「No.8 里山を守り育てるプロジェクト」ですが、里山的环境保全でございます。これにつきましては、現在山部会が活発に里山の保全に取り組んでいただいておりますので、そういった山部会を中心に里山の保全の取り組みを継承して行きたいと思っています。「内容」につきましては、現行のプロジェクトは山に関係するものが沢山ありましたので、このようなものを統合、再編して里山を守り育てるプロジェクトに取り組んで行きたいと考えています。

次の「No.9 びわ湖を守ろうプロジェクト」ですが、これは琵琶湖の環境保全です。これにつきましても、本日はご欠席ですが、副会長の松沢さんを中心に琵琶湖の保全ということに取り組んで頑張らせていただいております。これにつきましても、市民と市が協力しながら取り組みを進めて行くということでございます。現在もヨシの植生、再生ということでヨシを植えることも毎年定期的に行っています。沢山の企業にもご協力いただきながら徐々にヨシの群落が拡大して増えて行っているという現状です。現行のプロジェクトにつきましても、3つございました。またそれを統廃合しながら継承して行きたいと考えています。

次の「No.10 環境にやさしい農地の活用プロジェクト」ですが、これにつきましては農地の活用ですので市庁内の部局でいいますと農林水産課と協力しながら環境での取り組みを連携していきたいと思っています。現状、農林水産課を中心に行っています現在の活動を継承しな

がらプロジェクトを進めて行きたいと考えております。

最後に「基本目標 4 環境学習の推進による市民活動の推進」ですが、これにつきましては、「重点プロジェクト」として 2 つ取り組んで行きたいと思っています。まず、「No.11 みんなで環境学習プロジェクト」ですが、「環境学習の推進、普及・啓発の担い手の育成・継承」ということを「方針」の目標に掲げながら、市が中心となり、それぞれ市民、事業者が将来に渡って環境の保全の取り組み、学習を進めて行きたいと思っています。これにつきましては、市が中心となって啓発して行くものである認識を持っています。出前講座とか学習会について機会を増やしながらか市民と共に活動を進めて行きたいと思っています。現行のプロジェクトは、このようなものがございます。これを統合しながら再編して行くという考えで作らせていただきました。

「No.12 環境活動支援プロジェクト」ですが、行政が主体となって取り組んで行くものかと考えています。「取り組み」では、「新クリーンセンターを拠点とし、」と書いています。新しいクリーンセンターには市民の方が集まっていたいただいて、環境の活動の拠点となるような施設の設置を考えていただいていますので、そこを中心に市民が様々な講座であるとか、交流を図っていただけるようなものができればいいなと思っています。担い手の育成につながるということも考えていますので、このプロジェクトでは主に市が中心となって皆さんの交流の場を作って行きたいと考えています。現行のプロジェクトも 3 つございました。それを総合して、再編して行ってプロジェクトを進めて行きたいと考えております。

以上、現行のプロジェクトは、24 のプロジェクトございました。これを今まで見ていただきました 12 のプロジェクトに統廃合して、これをさらにしぼりながらさらによいものが継承されて行くということで 12 のプロジェクトを考えさせていただきました。このように市として提案させていただきますので本日皆さんの方からご意見をいただきたいと思ひます。

最後に次のページをご覧いただきたいと思ひます。「重複事業の統合による実効化（案）」ということでございます。最後の 28 ページですが、今まで説明してきました新プロジェクトが 12 個ございます。向かって右側は、「現行プロジェクト」でございます。24 のプロジェクトがでございます。新プロジェクトにつきましては、現行のプロジェクトを統廃合して、新たに立ち上げる項目もこの中に含めながら 12 のプロジェクトを作りあげて行ったということでございます。例えば里山ですと、4 つのプロジェクトが、内容がそのまま新しいプロジェクトにきただけではなくて、その中には新しい項目も加わっているということです。逆に言うと現行プロジェクトでもう事業が終わってしまった、あるいはこのまま続けても中々活動や取り組みが行われないものについては、廃止、統廃合しながら作ってきたプロジェクトでございますので、そのようなご理解で閲覧いただきたいと思ひます。このようなかたちでプロジェクトを考えさせていただきましたので、またご議論の方をよろしく願ひいたします。

最後に、一番最後のページですが、次回の審議会の内容としましては、今回プロジェクトを見ていただきますので、次には具体的な計画の進行管理の検証でありますとか、本当の冊子を作りながら骨子として本当にもう出来上がる寸前のものを見ていただきながら、また皆さんのご意見をいただきたいと思ひますのでよろしく願ひいたします。

私の説明は以上です。

岸本 委員

ありがとうございました。資料の1ページに記載されていますように、今回の審議会の議論のポイントは「施策の方向性とプロジェクトとの整合が適切か」「プロジェクトの再編案の考え方が適切か」「成果について評価するための指標設定が適切か」ですが、全体の説明をいただきましたので全体または個々のプロジェクトの細かなところについて委員の方から気になった点がありましたら意見をお願いいたします。

桑原 委員

前回出席できなかったのですが、「No.2 きれいなまちを守るプロジェクト」で、内容は「不法投棄対策、美化活動の推進」、主体は「市」となっていますが、他の評価指標にもあるように市民、事業所が一体となってやるべき事業だと思います。市民と事業所が主体となってもらいながらまち全体で取り組んで行く体制を取って行かないと中々難しいのではないのでしょうか。市だけのパトロールでは行き届かない可能性があります。

あと、「No.3 まちなかの緑づくりプロジェクト」の「評価指標」で、「緑地の維持管理、市民1人当たりの緑地面積等」がありますが、逆に市民だけではどうしようもないと思います。このようなところには、行政も入って管理していただいた方がよいのではないかと思います。

その他、重点プロジェクトの「No.7 生きものを育む川づくりプロジェクト」で、外来生物と言えば琵琶湖であればブラックバス、ブルーギルでステレオタイプとして出てきます。実際には、例えば野洲川で定着してしまったオヤニラミだとか、琵琶湖で沢山獲れるワカサギとかの国内外来種と言われるものが、実際に本当に怖いのであって、国内外来種は目立たないうちに、知らないうちに生態系の中に影響を及ぼしています。

先ほどのオヤニラミなどは、今でも野洲川で定着してしまっています。これは、実は由良川から西の日本の河川に分布している魚なのですが、もとの生息地では天然記念物になっているとか、希少種となっている魚です。もともといなかったものが野洲川に入ってくると、県の野生生物に関する条例の中で指定外来生物、要するにいない所に入ってくると本来守らないといけないものが駆除の対象になってしまいます。これは、少し考えないといけないと思います。少し前に、メダカがレッドリストに入ったことがあり、色々な皆さんがよかれと思ってやっていることが実は非常に困ったことになることが、外来生物の問題でわかります。その当たりをきちんと伝えて行く努力は必要であると考えます。こういう問題になると、ブラックバス、ブルーギルばかりになってきますが、実はその陰に隠れて影響が大きいことがあることを考える必要があります。

あと、ビワマスに関して11月22日にフォーラムがあります。これは、私も米原市のビワマスプロジェクトの生態アドバイザーに加わっています。フォーラムでは、ビワマスはアマゴと非常に近い関係にあり、交雑を起こしているとお話しました。今、国も県も森、川プロジェクトを行っていて、川の連続性というかたちでこのような活動を盛んにやられているのですが、今の状態で川の連続性から言えば少なくともビワマスにとっても困ったこととなります。相手が何かと言えば放流されたアマゴです。生きものの扱いは、注意しないと一歩間違えば良いこ

とだと思ってやってしまうと困ったことになってしまうので、そのあたりに気を付けていただきたいと思います。

岸本 委員

ありがとうございました。今、3つ、4つご指摘をいただきました。1つ目は主体の部分ですが、◎、○は何なのか、主体というのは何なのかという話になりました。主体というのは、多分プロジェクトを管理する側という認識があります。言われるように、市民、事業所が関連するところではありますが、環境保全においてはどれも欠けることはないので、その時、管理、旗振り役を誰が行うのか。それが主体であると考えます。つまり、責任部署ということになります。そうした場合に、例えば環境美化保護において、市民に責任を負わせるというのは行き過ぎだと思えます。

一方、別のプロジェクトで市民がすでに主体的に行っておられるところでは、市民を尊重しながら市がサポートするという体制を取った方が良いと思います。逆にそのようになっていない所では、市がまず旗振り役になって責任を明確にしながら市民、事業者の協力をいただいた上で進めるのが良いのではないのでしょうか。

当初、◎、○がいっぱい付けられていたのですが、逆に責任の所在が不明確になって行くということで、その時意見させていただきましたが、責任を負う所に◎をつけて、関連する所で協力して一緒にやるところに○を付けたらよいのではないですかと申しました。多分、そのように修正されたのかなと思います。○だからやらないのではなくて、逆に○が付いているところには協働して積極的に取り組んでいただく立場であると考えていただければよいと思います。

2つ目は、「No.3 まちなかの緑づくりプロジェクト」ですが、「評価指標」を見ると確かに市民ができないような評価指標でするので考えるべきところがあると思います。多分、本日の評価指標の適切性というところに関わることだと思いますので、事務局としてどのように考えているかお示しいただけますでしょうか。

吉川 課長

市民のところ◎を付けさせていただいているのは、14ページの「取り組み」の一番下段に「野洲川河畔の森林を保全し、市民による森づくりを支援します。」と記載しており、実際どうということかと言いますと、皆さん「竹が丘」という所はご存じでしょうか。新しく住宅開発が進んでいる所なのですが、野洲川の河川敷が隣接してしまっていて、旧の河川の昔ながらの森があります。誰も手を加えていなかったものですから荒れ果てていたのですが、最近市民の団体で手造りで色々な取り組みをしていただいております。その報告も随時いただいております、かなり手造りですが整備されています。これは行政がお願いしたわけではなく、市民の皆さんの独自の活動から生まれてきた森づくりということです。ここには野洲川河畔と書いていますが、その他にも森、湖岸を管理していただいている人がいらっしゃいまして、そういう意味では市民が主体で、そのような空間を守っていただくという意味で市民主体となっています。ただ、「評価指標」の上段の「緑地の維持管理、市民1人当たりの緑地面積」になってきますと、

市民の皆さん独自のものではないので、ご指摘がありましたように事業所あるいは市が主体で監視して行かなければならないと考えますので、ご指摘は受け賜りたいと思います。

岸本 委員

ありがとうございました。多分、それぞれのプロジェクトを統廃合しながら整備をうまくしていただいていると私は受け止めています。結局、そのプロジェクトの中で実際やるとなればサブプロジェクトみたいなものが立ち上がって実際は実行するかたちになります。そういう意味では、「No.3 まちなかの緑づくりプロジェクト」の例で言いますと、先ほどの説明がありましたように野洲川の河畔林については、現在市民が主導でやられていますので、そういう意味では市民が主体でよいのかなと思います。緑地の維持管理のあたりは、行政の責任で行うところになりますので、そういう意味では◎が複数あってもよいのかなと思います。サブプロジェクト毎に責任主体が違うということはあるので、この場所であれば市にも◎を付けるかたちで、それぞれサブプロジェクトの段階ではそれぞれ責任を分担しながら対応して行くという書き方もあるのかなと思います。次回までに検討いただければありがたいと思います。

それから、意見の3つ目(20ページのNo.7プロジェクト)ですが、これは非常に難しい問題で、それを分かりやすく市民の方に理解してもらいながら、進めるべきプロジェクトと進めるべきではない施策をうまく分類してやっていかなければならないと思います。一つは評価指標の中ではなく取り組みの中に入れるべきかもしれませんが、非常にセンシティブな内容を含むものですので、外来種問題に関する意識を共有して行く広報を取り組みでやった方がよいのかなと思います。委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

島田 委員

多分、今おっしゃった内容は、最後の「No.12 環境活動支援プロジェクト」に関わる内容だと思います。環境学習というのは、6ページにある上位計画等との整合性のところの「基本目標4」で全てにかかる課題になっています。ですから、No.12プロジェクトは市が主体となって啓発をする上で、例えば目標1、2、3の重点プロジェクトの支援とか、環境活動の支援が大きな位置付けではないかと思います。どちらかと言えば市の方が、例えばビワマスの件もそうなのですが、今後No.7のプロジェクトを現行のプロジェクトからどう活動再編するかというのは多分ここだけ見て一気に行こうとすると先ほどの様に色々な問題を見過ごして、逆にビワマスの環境に悪いような運動になってしまうことがあります。そういう意味では、「No.12 環境活動支援プロジェクト」のところで他の重点プロジェクトを推進して行く際の啓発とか専門家による知識とか、そのようなところを取り組みに加えて、できたら生きものだけではなくて他の廃棄物の問題であるとか色々な問題も取り組みに加えては如何でしょうか。どちらかと言えば、まずプロジェクトで活動される方に対してもう少し知識を伝授するとか、みんなで学習して、やろうという気持ちにはなるけれども、よかれと思ってやっているところが実は違うところでバッティングすることがあります。そういう意味でNo.12プロジェクトのところでは、結構重点プロジェクトに関わる人たちの学習を促すとかというようなところを入れてちょうどよいのかなと思います。特に、生物に関するところでビワマスが生息できる環境づくりという

ことで全部分かったような気がしていたのですが、実はすごく繊細な内容を含んでいます。逆に違うプロジェクトでよかれと思ってやっていることが、実は No.7 のプロジェクトを阻害することになるかもしれません。そのあたりについて、できれば環境活動支援というのが含まれる枠組みを付け加えるとかすればよいのではないかと思います。

水島 委員

私もビワマスの件で環境基本計画推進会議に入らせていただいています。琵琶湖、川をきれいにしよう、ごみをなくそうとやっていらっしゃることで、確かに 2、3 日前まで大きなビワマスが 3 匹中ノ池川の堰の手前まで上がってきていました。市長の話でありましたように密猟もあるなと思っていましたが、そのようなプロジェクトで綺麗にしようとしてやっていらっしゃる時にそのような話が出ると足かせになります。それを行いながら自然の生態系を守る支援プロジェクトをやっていただければなと思います。

島田 委員

どのように書けばよいか分からないのですが、「No.12 環境活動支援プロジェクト」の中に、行政の方で両方のプロジェクトがうまく調和してやって行けるような情報交換の場の提供といったものを組み入れては如何でしょうか。そのようなかたちで一応プロジェクトが 24 から 12 になりましたが、それぞれが独立にやって行く時の弊害の一例をお示ししていただいたと思います。

水島 委員

フォーラムなどの機会で、そのような問題を報告するというのは確かに必要だと思います。あと主体性のことですが、市民もどこに主体性があるかで、責任は市にある、けれどもやるのは市民であるという意味で、あまり◎、○の区分けは少し疑問に思います。3 者でやろうというの分かるのですが。

岸本 委員

確かにそうですね。先ほど島田委員の方から提案のありました No.12 プロジェクトのところ、各プロジェクトをサポートするような体制づくりは取り組みの中に入れた方がよいかもかもしれません。例えば、アドバイザーボード、アドバイザーサービスにより市民がこのようなことをやりたいと思う時に、市の方でも専門家の意見を吸い上げるような場をつくるとか、それをやるのであればこういうところに留意してやってくださいねとか、そのようなアドバイスをいただきながら推進して行くのがよいと思います。そうは言っても、市民で勝手にやってくださいといっても専門家のネットワークがなくうまく行きませんので、そのような橋渡しとしてサポートしていただけると市民活動も活発に、なおかつ変な方向に行かないかたちで進められるのではないかと思います。例えば、No.12 プロジェクトのところでは、アドバイザーサービスというようなものが組み込まれることにより、確かに各プロジェクトが有義的に連結したかたちで計画が進められるのではないかと思います。そのあたりを是非検討していただき

いと思います。

あと「No.5 ごみ減量プロジェクト」で、「方針」が「廃棄物の適正処理」、「内容」が「適正処理の推進、ごみの減量化推進」となっていますが、内容はどちらかと言えばごみの減量化に主体があるような気がします。それはかまわないと思います。一方で、この後ご報告があると思いますが、今、野洲市さんの方では立派なクリーンセンターの計画が進められていますが、クリーンセンターの適正な運転管理というのは、正しくごみの適正処理を行うことであると思います。例えば、クリーンセンターを適正に管理するのは当然のことだと思います。環境基本計画の中でその部分もきちんと見えるようにし、このような環境審議会であったり、基本計画の中にクリーンセンターの適正管理、適正運転も組み込んで評価して行くといった方がより環境面で取り組んでいることが分かりますね。特に、廃棄物の取り組みとしては明確化するのではないかなという印象を持ちました。最後の28ページですが、「現行プロジェクト」と「新プロジェクト」の関係というかたちで、今回の新提案は現行のプロジェクトをうまく整理して統合しながら新しいプロジェクトとしてうまくまとめていただいていると思います。一方で、現行のプロジェクトでもすでに色々と多くの市民の方がご活躍いただいております、それぞれの現行プロジェクトの中で市民のリーダー的な方がうまくマネジメントされていると思います。この当たりの新プロジェクトが案として上ってきていますが、例えば市民がやっている現状の複数のプロジェクトを一つに統合するのは、その間で中々協力するのが難しいというのが懸念するところです。市民の方へのこのような考え方の周知とか意見聴取はどのようにされているのでしょうか。

吉川 課長

市民の皆さんへの意見聴取ですが、現行のプロジェクトについては野洲市環境推進会議、通称「えこっち・やす」というのがあり、水島委員もその中に入っております。そのような方が一生懸命動かれています。そこでは定期的な会議がありまして、年間事業計画とか個別の課題ですとか色々意見を交換していただいております。その会議の中で、今回ご提案している内容も事前に見ていただいて意見をいただいている流れです。沢山あるものを一塊にするイメージはあるかもしれませんが、実は現行の流れを継承するのが本位、目的であり、色々な活動をされている中で大きな流れをつくって一つのもう少し大きな枠組みで捉えた方がより動きやすいというイメージでまとめています。去年の審議会で整理した中で、第1次の時に提案いただいたものが結果として中々それが実現できなかったものがありまして、その当たりも含めて整理して実現できるものはどれなのか、今動いているものは何なのか、将来に向けてどこを目標にして行くのかを整理して、今回新しいプロジェクトとしてまとめたというのがこれまでの経緯です。

岸本 委員

ありがとうございます。現行のプロジェクトに関わっておられる方々の意見もある程度反映しながら今回の提案ということですね。

本日の審議の内容は、最初の1ページの3つが議論のポイントです。それぞれ今回のご提案

のありましたプロジェクトの考え方等がポイントに合致しているかということですので、順番に上の方から見て行きたいと思います。まず、「施策の方向性とプロジェクトとの整合が適切か」ですが、6ページに「第2次環境基本計画策定の方向性とねらい」があり、これが基本計画の施策の方向性になります。ここに書かれていますように「技術の進歩と社会情勢の変化に応じ、法・制度を踏まえた上で計画策定に取り組む。」とあり、7ページに各「基本目標」が4つありますが、それぞれの「基本目標」に対して、それぞれの「施策の方針」が3つないし4つ書かれております。それに対応するかたちでプロジェクトが配置されているかどうかというところが、1つ目の「施策の方向性とプロジェクトとの整合が適切か」かと思えます。これについては如何でしょうか。順番に行けば、1つ目は11ページですね。「基本目標1 安全で快適な生活環境づくり」とあり、「施策の方針」として4つ上げられていますが、それに対して重点プロジェクトとして3つの提案がされています。「施策の方針」の「(1) 大気環境・水環境の保全対策」、「(2) 生活環境の保全」を統合したかたちで「1. 健康で快適なくらしを守るプロジェクト」、「(3) 環境美化の推進」については「2. きれいなまちを守るプロジェクト」、「(4) まちなかの緑化」については「3. まちなかの緑づくりプロジェクト」というようなかたちで配置されているかと思えます。まず、「基本目標1 安全で快適な環境づくり」の中で、施策の方針と実際のプロジェクトの中で抜けがあるかどうか、不整合な部分があるかどうかについて如何でしょうか。

私が見る限り、過不足はないように思います。

続きまして「基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり」ですが、「施策の方針」として「(1) 3Rの促進」、「(2) 廃棄物の適正処理」、「(3) 地球温暖化への対策」の3つが上がっており、それに対応するかたちで「重点プロジェクト」として3つの項目が掲げられています。この点については如何でしょうか。

続きまして「基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり」ですが、「施策の方針」として「(1) 生物多様性の維持・向上」、「(2) 里山の保全」、「(3) 河川・琵琶湖の保全」、「(4) 農地の保全」の4つが上がっており、それに対応するかたちで「重点プロジェクト」として4つの項目が掲げられています。このあたりは如何でしょうか。

桑原 委員

施策の方向性ということなので、「No.7 生きものを育む川づくりプロジェクト」のところの方針で、河川的环境保全と一括りになっていますが、生息環境の整備というのは大事かと思えます。ですので、先ほどの家棟川のプロジェクトでも、産卵場所の整備をしようとか、川の生き物が住みやすいようにしようという視点で、水環境の保全というところからもう少し具体的に、そういうふうな書き込みがあったら良いかと思えます。

岸本 委員

取り組みの部分で言えば、特定外来生物の駆除や、在来生物の保護があり、保護の中に環境整備も入っていると私は思っていました。明示的にそのような書き方になっていないので保護の中身がよくわからないというのは確かにその通りだと思います。

桑原 委員

少し間違えば、保護＝放流になってしまいますね。

岸本 委員

なるほどその通りですね。

桑原 委員

そのあたりはよく考えないと先ほどの問題があります。

岸本 委員

いわゆる環境整備ですね。確かにそうですね。例えば、在来生物の保護・環境整備とか、生息環境保全とか、そのようなところを「内容」のところにに入れるべきなのではないでしょうか。水環境の保全、生息環境の保全とかは目的に入れた方がはっきりしますね。

それでは、「内容」の「水環境の保全」の後に、「生息環境の保全」というものを「・」を打ってから追加するかたちで修正をいただいた方がよいかと思えます。

その他のところは大丈夫でしょうか。

水島 委員

「No.10 環境にやさしい農地の活用プロジェクト」で、先ほど農林水産課と一緒にというご説明がありましたが、農業振興計画もありますよね、そこでも環境に配慮した農業とか、住みよい生態系とかは農林水産課で行うのですか。あるいは、プロジェクトと一緒に行って行かれるのでしょうか。

吉川 課長

この計画は、野洲市が定める環境計画ですので、あくまでも農林水産課とか環境課ではなくて、野洲市として行います。今おっしゃっていることは、当然先ほどとは別の話になりますが、例えば国道8号バイパスはもともと事業主体が国ですけれども、それは県も地元の市も一緒に進めて行こうという提案で、結果としてCO₂削減となります。ですからまちづくり全体、これは土木の方の話になりますので、土木とか農林とか福祉とか関係なく市としても行って行くということです。

岸本 委員

その他ご意見ございませんか。

それでは「基本目標 4 環境学習の推進による市民活動の促進」ということで、「(1) 環境学習の推進」、「(2) 環境活動団体への支援」、「(3) 普及・啓発の担い手の育成・継承」の方針が示されておりまして、2つのプロジェクトというかたちでまとめておられます。先ほどお話がありましたように、アドバイザーのようなところも追加するという意見をいただい

ております。それ以外に抜けているのではないかというところを是非ご指摘いただきたいと思
います。

いくつかご意見をいただきましたけれども、若干の修正をいただきたいと思います。施策の
方向性とプロジェクトも整合性というところについては問題ないと思われま

それでは2つ目ですが、プロジェクトの再編案の考え方としては、9ページの「プロジェク
ト組み立ての考え方」のかたちになろうかと思います。今回、基本理念として仮ではありますが「里山から琵琶湖へ、みんなで育むやすらぎのまち やす」ということで「基本目標」、「施
策の方針」、「施策の内容」というかたちとなっています。その中にある考え方というのは「①
社会情勢の変化に応じた新たな視点を追加」、「② 重複事業の統合により実効性を高める」、「③
良好で持続可能な取り組みを継承」、「④ 積極的な事業連携の推進」という視点でプロジェク
トを組み立てて行こうという考え方でございます。この考え方について、例えばこういうところ
も考え方として加えるべきだというものがありましたら是非ご提案いただきたいと思いま
す。

多分、①～④で②の重複事業の統合の方向性はそうであろうし、実際のご提案もそのように
まとめておられます。③も現在すでに取り組んでおられるプロジェクトを継承して行きましょ
うということで認識がうまく反映されています。④の積極的な事業連携の推進は、ある意味複
数のプロジェクトを統合することでプロジェクト間の意思疎通を高めて、結果として事業の連
携を促そうということで私は認識しており問題ないと思

①の社会情勢の変化に応じた新たな視点というのは、例えば今回の提案の中で、こういった
ところが新たな視点だということがあるのかどうか分かりませんでした。事務局の方で、こ
の部分が新たな視点として考えている部分ですというのがあって、もし説明できるようであ
れば補足いただけると大変分かりやすくなると思

吉川 課長

「No.6 地球温暖化対策推進プロジェクト」ですが、国道8号バイパスの線については現行
の計画には盛り込んでいません。もう一つは、新クリーンセンターの問題でございまして、新
クリーンセンターの熱回収も新たな視点、あるいは社会情勢の変化を熱改修によって地球温暖
化対策に努めて行くという主旨でございまして、その辺は新たな社会情勢の今後の変化による
箇所かなと思

岸本 委員

ありがとうございました。例えば、ここに追加されたような項目、他にこういうことも盛り
込んでおいた方がよいのではないかということがあればご提案いただきたいと思

富田 委員

今おっしゃった観点から行くと、国道8号のバイパス問題、あるいは新クリーンセンターと
いうハードが出来上がるというところで、一般市民に目に見えたかたちで環境問題に取り組む
必要があるかと思

るようにするには、机の上で書いたこととか、あるいは広報で書いたものだけを流すとかがあります。また、勉強会、学習会というのもやっても割と興味のある人とか特定の人になってしまいます。そのような観点から行くと非常にもったいないと思うことは、例えば駅を出たすぐ目の前に祇王井川という川があるのですが、あれも非常に価値のある歴史のある川で、そういうところに何か立札を立てるとか、ガードレールではなくて、もう少し綺麗なものにして行く、そういうことで一般市民に目に見えて「この川は大事な川なんだ」というふうに、もっと分からせるようにするべきだと思います。

本当に、何となくそういうことを知らない人が、ポイポイとごみを捨ててしまうということになります。例えば綺麗な高山とかへ行きましても、市民みんながそういうものを大事にしていますし、それに匹敵するような所は野洲には多々あります。そういうものはもっと目に見えて書面の上で書くのではなく、机の上で話だけをするのではなく、また有識者が興味のある人だけを対象に学習するのではなく、一般市民に知ってもらおうというかたちで、もっと大々的に綺麗にしましょうという立札を所々に立てては如何でしょうか。ガードレールではなくて、もう少し綺麗で歴史的に価値のあるような雰囲気のもので、少し工夫を凝らすだけでそれはみんなに啓蒙できることだと思います。そういうことを行うのも私たちの仕事ではないかなと思います。

そういうことで言うと、野洲というのは京阪神の神戸の方から来ても野洲止めというのがあり、昔からネームバリューがありJR乗っていても野洲駅の名前は知られています。守山駅よりは野洲駅の方が車庫があって、野洲の駅長さんの方が、位が上であるという話も出るぐらいです。この環境審議会の書類を見せていただいたら本当に緑天ご盛りなのですが、実際はまだまだ緑が少ない状態です。玄関口であり沢山の人が降りてくださる北の方へ帰る人たちも、長浜、彦根へ行かれる人も、野洲止めで乗り換えしたり、野洲で一旦降りるということが凄く多いので、駅前という所は、もう少し緑というか意識して隅っこにでも、少しでも増やして行こうというのも、みんなで環境を綺麗にして行こうという一つの広報ではないかなと思います。

岸本 委員

非常に重要な視点だと思います。確かに、今はどちらかと言えば活動をサポートしようというソフト面を重視することでプロジェクトというかたちを取られています。一方、最近であればエコツアーを企画するのは如何でしょうか。私は野洲市民ではないですが、例えばこの川の歴史を紹介する立札を立てるとか、野洲市の中でも特に身近でちょっとした所であるけれども名所ではないポイントとなるような、市民に知ってもらいたい、ちょっとした小話なかたちでも知ってもらいたい所に看板なりを立てることは如何でしょうか。それを市として整理をして、例えば野洲市のハイキングコースみたいなかたちでポイントを回るハイキングコースを設定するとか、そういったようなかたちで身近な自然に市民の方に触れていただく、もしくは少し遠方の方が、野洲に來られて身近な自然に触れていただくような、そのようなものがあつたらよいと思います。

富田 委員

そのようなものがあれば、沢山、駅から降りて見ていただけるのですが、ただそれが「何や、これか」というイメージを逆にいだかせてしまう、凄く値打ちのあるものが見栄えが悪いだけで値打ちが下がってしまうことがあるので、そのあたりは本当にもったいない話だなと思います。

岸本 委員

恐らく 25 ページの No.11 プロジェクトの 普及、啓発云々のところの環境学習の推進のところに入ってくるのかなと思います。勿論、実際ハードの整備までしようと思うと予算の関係もあるので、絶対入れましようとは私としては言えませんが、非常によいアイデアだと思いますので是非検討いただきたいなと思います。

吉川 課長

やはり地元愛といえますか、地元の者がまず地元を愛せないといけないというところだと思います。拠点の駅ですので色々な方がお越しになって、山に登られたりされる方がいらっしゃると思いますが、それはどちらかと言えば、「おもてなし」というようなところもあって、私たちが市民として、このまちの環境を守るという意味では、地元郷土愛を育てることが重要であると思います。今おっしゃっていただいたように、No.11、No.12 プロジェクトのあたりについても、もう少し力を入れるべきだと思います。ただ、先ほど申し上げた市民活動も皆さん非常に活発で熱心に活動していただいていますけれども、次の世代とか持続性のある者に活動して行かないといけないという課題もございまして、そのあたりも含めて No.11、No.12 プロジェクトのあたりもご提案させていただいているところです。

岸本 委員

その当たりの学びの場の提供については確かに言われる通りだと思います。プロジェクトを進める中で、そういったところが可能であれば具体化するというところで前向きに考えていただければありがたいなと思います。ありがとうございます。

プロジェクトの再編、考え方のところにつきましては、特に現状で問題なく結構かと思います。

では 3 つ目の「成果について評価するための指標設定が適切か」ですが、個々にやって行くといっぱい出てくると思います。どのような指標のしかたをするのかと思うようなところがいっぱいあって、中々やりだすと切がありません。例えば市民一人当たりの面積とかありましたが、一応特に気になるところをお伺いします。次回の審議で計画の進行管理の検証、骨子案の確認となっていますが、実際ここに上がっている評価指標のスクリーニングになるかと思いますが、おそらく市長も具体的な数値を設定しようということと言われるのではないかと思います。具体的には次回のテーマになりますかね。

吉川 課長

正直申し上げて、何をもって評価をするのかということですので、非常にこの部分が一番

正直言って難しい検討課題でありまして、短い期間ですぐ答えが出るようなものではありません。随時またご意見はいただきたいと思いますが、次回にはもう少し具体的な測り方、指標の持ち方を皆さんにご提示できればと思っています。

岸本 委員

例えば、No.1 プロジェクトを見れば「環境測定」が「評価指標」となっていますが、環境測定をしたか、しなかったということではなく、環境測定をしなかったというのはあり得ないので、「環境測定」というのは何を評価するのかよく分かりません。それを言い出すときりがないので、この部分についてはもう少し具体的なところが出てこない今の段階では中々難しいですね。

吉川 課長

指標の項目として色々ご指摘があると思いますが、この指標は明らかにおかしいでしょうというのがあれば今の時点でご指摘いただけたらなと思います。

岸本 委員

お聞きになった範囲で、さすがにここには問題があるなと思うところを中心にご意見いただければなと思います。

島田 委員

その前に、第1次環境基本計画の時も指標というものは設定されていたのでしょうか。4ページの内容は去年やって潰していただいたのかもしれませんが、具体的な成果（数値化等で可視化）となっていて、これは今回プロジェクトを再編してこのようになっていますが、前の第1次基本計画で設定していたプロジェクトの評価指標は全く重なっていないのですか。1次の時とずっと継続して使えるとかというのであればよいのですが、真っ新にしてもう1回練り直されたということでしょうか。

吉川 課長

基本的には、今まで取り組んできたものをより発展的にと思っていますので、今までの取り組みはきちんと評価しなければならないと思っています。しかし、24のプロジェクトがあり、それぞれのプロジェクトがきちんと評価できているかというところ中々難しく、評価しきれっていません。

島田 委員

例えば、1次の時に指標として設定したけれども、全然判断するのに無理があったとか、そのような反省点があるのであれば、それは外されているということですか。もう一回やっても、実はよく考えたら指標、数値化も無理だし、どれをもって成果として見るのかもあるでしょうし、前の失敗例があったらそれは踏まないように避けられるので、その辺がもし重な

るのであればとお聞きしました。

吉川 課長

まだその当たりの整理ができていませんので、整理できましたらこれまでの反省点を踏まえ、指標で使えるもの使えないものを整理して行きたいと思います。

岸本 委員

次回も具体的な指標の設定が出てくると仮定して、その時に第1次の環境基本計画の指標の設定の内容を整理したものを出していただけますでしょうか。それを参考にしながら、実際これが指標としてうまく機能するかどうかを判断したいと思います。そういった問題点を踏まえながら、新たな指標設定の適切性を判断すればよいのかなと思います。簡単に、一覧表みたいなもので整理していただくとありがたいと思います。その他、指標についてお気づきの点がありますでしょうか。

水島 委員

第1次の中間の時に指標を出されましたね。今から3年ぐらい前になりますが。

岸本 委員

イベントに参加しやすいとか、色々指標があったと思うのですが。

水島 委員

色々数値化したものを出せとか、プロジェクト毎に指標が出ていましたね。

吉川 課長

ちょっとその辺も含めまして、またきちんと整理させていただいて提出させていただきます。

岸本 委員

その他、ここだけは今言っておかないと、というものがあればどうぞ。

松村 委員

12ページのNo.1プロジェクトの「評価指標」として、苦情件数の減少とありますが、感情的、感覚的な苦情等もありますので、結構そういう広がりの中で評価としての件数という捉え方が少し難しいのではないかなと思います。社会状況によって件数も変化してきます。選択肢をどうするのか、私もこの環境の仕事をしていますので、苦情件数というのはその時の状況によって増減しますし、その当たりが悩ましい話かなと思います。

岸本 委員

ある時他地域で何か事故があったら、それについて大丈夫かといった問い合わせがざっと増

えますしね。

松村 委員

マスコミに数が出たりすると、この数字はかなり変動しますので。

島田 委員

環境白書とかでは苦情件数としてでしか数値化できないものに限定してありますし、苦情と書くと、それこそ水環境にも苦情がありますが、どちらかという環境や公害の状況を見る時には、苦情としか見ることができない指標として騒音、振動、悪臭だけにしておいた方がよいのではないのでしょうか。このように書いてしまうと全てとなり、苦情としてしか示せない騒音、振動、悪臭の苦情件数の減少とか、具体的に書かれてもよいのではないかと思います。それ以外は、水、大気といった主観が入らない測定として出せるものですから、そう書いてしまえば誤解がないと思います。

岸本 委員

そうですね。その他、ご意見いかがでしょうか。

私の思うところで、「No.5 ごみ減量プロジェクト」ですが、小型家電の回収量を「評価指標」とされていますが、これでは回収量が増えたらよいのか減ったらよいのかよく分かりません。リサイクルであれば、リサイクル率を上げるということで分かります。出てきた小型家電の内、きちんと回収できた割合であれば分かるのですが、例えば中には物を出しました、そうすれば廃棄量は少なくなります。回収量が減少します。しかし、適正処理をしているという判断をする時に、回収量が減少したというのは、きちんと回収できていないという判断になると、これはマイナスだという見方になるので、増えた、減ったがどちらに評価されるのかよく分かりません。今、色々と悩ましいなという意見がありましたね。

吉川 課長

小型家電も、パソコンですとかレアメタルをかなり含んでいる家電もあれば、乾電池とかドライヤーとか比較的ボリュームがある割合にはあまり効果が出ないものもあります。重さでしか分からないのが現実でして、それを回収率でどのように表現したらよいか、ここは確かに悩んでいるところです。

岸本 委員

指標として設定する時に、大きくなったか小さくなったか、それで評価するわけですが、大きくなったか小さくなったかが、それぞれ評価としてプラスの評価なのか、マイナスの評価なのかある程度明確に判断できるものに絞った方がよいかと思います。ある側面で見ればこちらではプラスですが、ある側面で見ればマイナスだという話になってくると、どうしたらよいのか中々難しくなってくるのかなという印象があります。

吉川 課長

指標はここに書きたいのですが、どこに着目するべきなのかまだ決めかねています。

岸本 委員

指標を上げる時に、多くの場合、指標を上げたら目標値の設定をするというのが普通だと思います。目標値をどのように設定されるかという問題になってくるかと思います。そのあたりは、評価指標はそれとして、それがどの方向へ移動することをよしと判断するのかということを含めて指標のところを検討いただければなと思います。

目標時間が迫ってきていますので、本日のところは今案として思いつくものをとりあえず並べてみますというところです。特に気になるところはみなさんからご意見いただきましたので、そのあたりを参考にいただきながら次回の具体案のところで具体的な設定案を提出していただきたいと思います。

野洲市の環境基本計画策定については、以上のところが本日の特に審議するポイントでございますが、最後に基本計画について意見し忘れていたところがあればご指摘いただきたいと思っています。

無いようですので、この議題はいったん終了しまして、その他の議題で事務局の方で何か追加するものがありますでしょうか。

吉川 課長

第2次環境基本計画については、特にありません。

岸本 委員

委員の皆さんでこれを追加で議論するべきだというのがありましたらお伺いしたいと思います。

それでは、報告事項にまいりたいと思います。報告事項の「野洲クリーンセンター解体工事追加調査結果」について事務局の方からご説明をお願いします。

事務局（野洲クリーンセンター 南井専門員）

野洲クリーンセンターの報告事項ということで、資料2をご覧ください。前回の8月21日の環境審議会において、クリーンセンターの解体工事に伴う土壌中ダイオキシン類調査ということで、事前調査の結果報告を行いました。結果として、敷地境界の4箇所の内、1箇所におきまして920pg-TEQ/gという環境省の土壌調査指標値の250 pg-TEQ/gを超える地点がありました。そこで、第三者委員会であります「野洲市大篠原地域環境保全対策委員会」を8月31日に開催し、その後、追加調査として12地点の土壌中ダイオキシン類の調査を行いました。その追加調査の結果につきましては、資料の3ページの方に結果としてまとめています。結果としては、砂防ダム等で改変のあるところは低い値、改変のないところは30 pg-TEQ/g前後の値となっています。クリーンセンター付近の土壌については、指標値の250 pg-TEQ/gを下回っておりまして、一応の安全性は確認できました。ただ、センターの直近の周辺の法面部分で、

地点 A2 が 94 pg-TEQ/g、地点 B3 が 220 pg-TEQ/g という値が得られ、それ以前の 920 pg-TEQ/g、230 pg-TEQ/g の地点も含め、法面の部分が比較的高い濃度で分布しているということが分かりました。この追加調査の結果、去る 11 月 9 日に、第 2 回目の第三者委員会であり「野洲市大篠原地域環境保全対策委員会」を開催いただきました。この委員会には、市川先生が委員長で、岸本先生が副委員長で会議に入っていたいておりますが、原因の再検証を行っていただきました。その結果につきましては資料の 4 ページ、5 ページに記載しております。再検証として、複合的なことが原因ということで、3 つ要因があると指摘されました。1 つは過去のダイオキシン対策以前の当時の施設内固着物が落下した、あるいはダイオキシン対策以前の工事残材仮置きによる固着物の飛散、灰の洗浄による飛散ということです。それぞれ 5 ページの相関表にまとめたものを見て行きますと、考えられる主な要因としては、過去のダイオキシン類対策以前の起動時の施設内固着物の落下と推測され、また地点③については、過去のダイオキシン類対策以前の工事残材の仮置きによる固着物の飛散。そして、地点 B3、地点④については、灰洗浄汚水の飛散と考えられます。これら複合的な要因によって施設周辺直下の法面が高い値となったと思われまます。平成 24 年の底質ダイオキシン類蓄積の主たる要因としては、灰洗浄汚水の飛散によるものと考えて間違いはないが、今回の土壌中ダイオキシン類蓄積の主な要因が起動時の施設内固着物の落下によるものと推測されたことから、施設内の山水路にも落下した可能性があります。また、平成 24 年の時の沈砂池内の深度調査の結果からも泥深 10cm～50cm のところでも比較的一般環境より若干高い値であったことから、施設内固着物の山水路への落下が底質ダイオキシン類蓄積の主な要因であるとは言えないものの、一定の寄与があったと推測されるというような検証をしていただきました。それから、今後の対策ということで、6 ページになりますが、環境基準値以下でしたので環境省のマニュアルによりますと、継続モニタリング調査ということで 3～5 年の期間を置いてということになりますが、懸案事項として、今後、土壌の流出によって、底質の環境基準値 150 pg-TEQ/g を超える恐れがあるということで、応急措置として 220 pg-TEQ/g、230 pg-TEQ/g の部分の試料採取範囲でシート被覆を行いました。そして、11 月 9 日の第三者委員会の中で、7 ページの中央の地点④の 230 pg-TEQ/g より西側の部分について、数値が高くなっていないか、一応追加調査を行って確認するように指導がありました。また、その濃度によって対策を講ずるよということでした。そして恒久対策としましては、平成 28 年 10 月以降、現センターの解体工事と合わせまして、920 pg-TEQ/g、230 pg-TEQ/g、220 pg-TEQ/g、94 pg-TEQ/g の法面部分の掘削除去を行っていきます。そして、恒久対策の②ですが解体工事中はサンプル土壌によるモニタリング調査を実施し、恒久対策の③で法面を除去した後、効果確認調査ということでダイオキシンを測定します。なおかつ平成 30 年 3 月以降、解体工事が完了した後、今回の調査を行った約 20 地点ほどの同じ地点において、その部分を継続モニタリング調査ということで、確認のために実施するという恒久対策を行います。そのような内容の確認をして行くということでした。以上が、追加調査の結果でございます。

岸本 委員

ありがとうございました。今回の解体工事を行うに当たりまして、周辺の土壌調査をしたと

ころ 920 pg-TEQ/g となり、環境基準値以下ではありますが、非常に高いということでした。周辺の汚染の広がりぐあいを確認しましたところ、施設の法面部分に集中しているということが分かり、その対策を講ずるということでした。地元の大篠原地区の方とも組んで検討を進めさせていただいて、今ご紹介にありましたような恒久対策をさせていただきたいということで、とりあえず今現在対策が進んでいるということでした。汚染地域は、ブルーシートで完全に覆うかたちで飛散防止の1次的な対策を取っている状況でございます。

このご報告につきまして何かご質問等がありましたらどうぞ。

国のマニュアルではそこまでは要求されていないのですが、野洲市としては完全な対策ということで、掘削除去という完全に土を取り除いてしまうという対策を講ずるということで、対策としては適切な対策を計画されており、対策自体は問題ないかと思えます。後は、情報の開示で、今回、当初 920 pg-TEQ/g のところの確認調査の開示が若干遅れたところがありました。その後の追加調査のところの確定する段階では周辺の住民の方には説明会を開いて説明するというかたちで、迅速な対応を取っていただいております。地元の方で汚染があったということはありますが、その対応についてはきちんとやっただけでいるということでご理解いただけるのかなという現状です。

それでは、報告事項の2つ目、「新野洲クリーンセンター建設工事の進捗状況」について、ご報告をお願いいたします。

事務局（野洲クリーンセンター 南井専門員）

資料3「新野洲クリーンセンターの建設工事の進捗状況」ですが、10月末の時点の写真を掲載させていただいておりますが、リサイクルセンターの方で鉄骨の建て方が始まりまして、建物の方が上がってまいりました。また、熱回収施設では、ごみピット部は地下5メートルまで、手前の方に見えています熱回収施設の建物の方も、順次コンクリートが打設されています。そして、助燃用の地下タンクの埋設ですが、こちらは消防の検査を受けまして埋設を行ったところですが、10月末時点での進捗率は20%となっています。

報告事項は以上です。

岸本 委員

はい、ありがとうございました。進捗は、計画通りと思っていてよろしいでしょうか。

事務局（野洲クリーンセンター 南井専門員）

大体、計画通り進んでいます。

岸本 委員

進捗状況の報告につきまして如何でしょうか。概ね正確通りに、若干遅れ気味ですが、概ね正確通り進んでいるということで、事故のないように計画を進めて行っていただきたいと思います。

その他の報告事項は何かありますでしょうか。

事務局

報告事項で1件追加させていただきたいと思います。今、資料をお配りさせていただきます。前回の審議会で、第一三共の工場の跡地利用のことで情報提供させていただきました。8月4日付で、野洲市から市長名で第一三共の社長あてに要望書というかたちで出させていただいた後、第一三共の方から今お配りしました8月21日付の回答がございました。この回答内容を市の方で確認したのですが、いくつか疑問点とか事実確認をしたいということもございましたので、9月9日付で資料①の書面を改めてもう一度内容確認をしたいという旨の申し入れをしています。最初の市長の挨拶の中で、まだ返事がないということで2ヶ月以上経ったのですが、何のレスポンスの話だとか、連絡、回答がないということをお願いしていたものです。その後、動きがまったくないので、報告事項としては、そのやり取りだけ資料として追加で提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

岸本 委員

ありがとうございます。前回の審議会で審議いただいたことですがけれども、返答がないことにつきましてもは如何でしょうか。返答がないことには何とも言えませんが、申し入れ自身は妥当な申し入れをされていると思います。

吉川 課長

野洲市は太陽光発電を別に否定しているわけではなく、今ある課題を将来に向けてどのように対処して行くのか、そこをお尋ねしている訳でして、そのお尋ねに対してまだ連絡がない、返事がないという状況です。

岸本 委員

また、回答をいただきましたら審議会の方に報告していただきたいと思います。

吉川 課長

また報告させていただきます。

岸本 委員

本日はよろしいでしょうか。それでは、議事、報告事項等は以上であると思います。その他ということで、次回、第3回環境審議会の開催予定について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局

次回の第3回環境審議会の開催の予定ですが、事務局といたしましては、来年の2月の末ぐらいから3月の中旬にかけて開催ができればと考えております。本日、ご都合により欠席の委員もおられますので、今日、日を決定してしまうというのは中々難しい部分はございますが、

概ねこの時期であればという時間をお聞きかせただけなら、その日に調整をして行きたいと考えております。少なくともこの頃は少しだめというのがありましたらお聞かせいただけたらと思います。現在確定しておりませんが、基本理念につきましても次回の審議会において決定して行きたいという思いもありますので、また皆さんのご意見をその時々、事前でも結構ですのでお聞かせいただけると助かります。また、合わせまして限られた時間でのご検討というかたちになりますので、事前に資料を配布させていただいて、一度お目通しいただいた上で審議会において審議をいただくというふうに次回させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岸本 委員

2月の末から3月上旬ということで、多分、各委員の皆さんお忙しいと思います。意見を言い出したら切りがないので、またメール等でスケジュール調整をいただきまして、それで日を絞り込むということで如何でしょうか。

事務局

特に先生方、色々な学校の行事の関係でお忙しい時期はないでしょうか。

岸本 委員

多分、3月の中旬から下旬になってくると卒業式の時期になりますけれども。

島田 委員

25日、26日に2次試験の入試があるのですが、2日の内のどちらかに当たるので何とも言えません。

岸本 委員

難しいと思いますので、2月の末から3月上旬ぐらいということで、お忙しいところ恐縮ですが心の中に置いていただきたいと思います。その他、何かございますでしょうか。

無ければ、以上をもちまして議事の進行の方は終了したいと思いますので、進行の方は事務局にお返しします。

吉川 課長

長時間ご議論いただきましてありがとうございます。それでは、閉会に当たりまして環境経済部長の立入をご挨拶申し上げます。

立入環境経済部長

環境経済部長の立入でございます。委員の皆さんには、本当に長時間に渡りまして熱心にご議論いただいたところでございます。特に岸本委員につきましては、急きょ会長代理をお願いするということで、スムーズに議事並びに会議の進行をいただきまして大変ありがとうございます。

ました。その会議の中で、色々なプロジェクトについてご意見をいただきました。プロジェクト同士が意外と一歩進めれば足を引っ張って行く部分があるといった貴重なご意見もいただきました。指標についてですが、次回に色々なかたちでご議論いただきたいと思いますが、本来であれば計画類は、基本理念があって基本目標があって基本政策があります。基本政策の中で、一定の指標値がある中で、そのプロジェクトがその指標値をカバーする、押さえるとか、そういう方向性もあるでしょうし、一方で、そのプロジェクトが計画通り進んでいるのかどうかという指標もあるでしょう。色々なかたちで提案させていただく中で、また良い方向でご検討いただきたいなと思っております。事務局が議論ができる資料を事前に送るということで、日程調整も含めまして次回の審議会でご議論いただきたいと思っております。本日は長時間に渡りましてどうもありがとうございました。

(閉会)